

## 特区での理事長・生産性向上設備投資促進税制・今月の予定

### 1、ニューストピックス-特区で医師以外の医療法人理事長

日本経済新聞 2014 年 10 月 4 日朝刊 1 面記事によりますと、政府は国家戦略特区で展開する規制緩和策の第 2 弾として、特区内の医療法人の理事長に医師資格のない企業経営者なども就きやすくするため、月内に開く特区諮問会議での議論を経て、11 月にも臨時国会に国家戦略特区法改正案を提出する予定とのことです。

現行法上でも、医師又は歯科医師以外の方が医療法人の理事長に就任することは可能ですが、その場合は都道府県知事の認可が必要であり、実際に医師又は歯科医師以外が理事長である医療法人は全国に約 5 万ある医療法人の 1% 未満とのことです。この規制緩和により、医療法人の経営改善を促す狙いがあります。

医療法人の継承についても、より幅広い方法をとることが出来るようになる可能性があります。

(参考：日本経済新聞 2014 年 10 月 4 日朝刊 1 面)

### 2、今週の税務トピックス-「生産性向上設備投資促進税制」及び「中小企業投資促進税制」

平成 26 年度税制改正にて導入された「(1) 生産性向上設備投資促進税制」及び「(2) 中小企業投資促進税制」の上乗せ措置により、平成 26 年 1 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得等した一定の設備について要件を満たした場合は即時償却や一定額の税額控除が認められており、医療機関でも本制度が適用可能です。制度の詳細は他に委ねるとして(参照：経済産業省ホームページ「[http://www.meti.go.jp/policy/jisyou\\_saisei/kyousouryoku\\_kyoka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jisyou_saisei/kyousouryoku_kyoka/seisanseikojo.html)」)、本稿では、本制度を活用する際の注意点をいくつかご紹介させていただきます。

① (1) の場合は税額控除額のうち上限を超える金額を翌期へ繰り越すことはできませんが、(2) は 1 年間の繰越が可能です。

② 本制度の対象設備のうちいわゆる「B 類型」の設備については、設備ユーザーの投資計画案を公認会計士又は税理士が事前にチェックして事前確認書を発行し、経済産業局にその投資計画と事前確認書等を添付して確認書の発行申請をして経産局から確認書の発行を受け、この確認書を税務申告書に添付することにより適用が可能です。公認会計士又は税理士の事前チェックの内容についてはその後に実施状況報告書を提出することになりますが、事前確認書の内容と事後の状況に大きな乖離がある場合でも、今のところ適用の取り消しやその他の罰則等はありません。また、「B 類型」の設備は「A 類型」の設備よりも要件が緩和されていて範囲が広がっています。

③ 「A 類型」の設備については取得後に工業会等から証明書の発行を受けて本制度の適用を受けることは可能ですが、「B 類型」の設備については事前に経産局の確認を受けておく必要があります。

④ 「A 類型」の設備について具体的にどの工業会等に証明書発行の申請をすべきかについては、上記の経済産業省ホームページにて確認することができます。

**減価償却資産を新たにご購入される予定の方はもちろん、開業により多額の設備投資を予定されている方や、法人の事業承継のために株価引下げをご検討されている方は、この制度の活用を検討されてはいかがでしょうか。**

### 3、今週の人事・労務・社会保険トピックス-今月の予定

#### (1) 社会保険料が変更されます

先月 No. 148 にてお伝えしたとおり、給与から控除する社会保険料が変更になります(翌月徴収の場合)。

#### (2) 最低賃金が改定されます

同じく先月 No. 148 にてお伝えしたとおり、大阪府の場合今年の 10 月 5 日より 819 円から 838 円に、兵庫県の場合 10 月 1 日より 761 円から 776 円に、それぞれ変更になります。

(参考：厚生労働省ホームページ「[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudokujun/minimumchiran/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/minimumchiran/)」)

(3) 多くの場合、**個人住民税(普通徴収)の第 3 期の納期限**が 10 月 31 日になっております(※実際の納期限についてはご自身でご確認の上、期限までに納税してください)。

(担当：藤澤 文太「[fujisawa.b.fp@tkcnf.or.jp](mailto:fujisawa.b.fp@tkcnf.or.jp)」)